



1 箇月以上の取得者を 60%とすること、目標値Ⅱとして職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を 13 日とすること及び目標値Ⅲとして職員一人当たりの超過勤務の年平均時間数を 100 時間とすることと設定しました。

2 ページから 7 ページまでは「第 2 狛江市職員の状況」として、本計画の策定に先立ち実施した職員アンケートの回答状況及び平成 21 年及び平成 26 年に実施したアンケートの回答結果との比較を行っています。

8 ページから 17 ページまでは「第 3 第 2 期計画（後期）の内容」です。アンケートの結果を踏まえ、本計画の内容及び取組を 4 つに分けて記載しています。8 ページの 1. 「子育てに関する制度の周知と意識啓発」では、新たな取組として育児休業を取得した際の給与、賞与シミュレーションシートの作成を掲げたほか、男性職員の子育て参加支援についての取組を記載するとともに、男性の育児休業の取得率及び取得期間の延伸を目指し、取得率 80%のうち 1 箇月以上の取得者を 60%とする目標を設定しています。

9 ページの 2. 「職員の子育てを応援する環境づくり」では、子育て中の職員自身が行うべきことや、休業中の職員に対する情報提供の強化、円滑な職場復帰に向けたサポート体制等について記載しています。なお、休業中の職員に対する情報提供については、電子メール等を活用し、休業中の職員、職場双方の負担にならないよう配慮することとしています。

11 ページの 3. 「介護休暇制度の周知と理解に向けた取組」では、職員アンケートの結果や、取得促進のための取組について記載しています。介護休暇については、育児休業ほど職員に浸透しておらず、周囲に取得している職員が少ないため、要件に該当していても気後れして取得しない場合が見受けられることから、一層の制度周知を図ることや、育児休業同様「給与、賞与シミュレーションシートの作成」を掲げています。

13 ページから 17 ページまでには、4. 「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた生活時間の確保」として、年次有給休暇の取得促進や超過勤務の縮減に向けて、各所属長が行うこと、各職員が行うこと及び職員課が行うことを取組ごとに記載しています。職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数については、平成 31 年度実績が 11.8 日であったものを令和 7 年度は 13 日に、また、職員一人当たりの超過勤務の年平均時間数については、平成 31 年度実績で 134.3 時間であったものを 100 時間に削減するよう目標を設定しています。さらに、朝礼や終礼をワーク・ライフ・バランスの推進やチームワーク強化の場として活用すること及び超過勤務の上限を設定すること等を記載しています。なお、新たな取組として、平時における在宅勤務制度の導入を掲げています。職員それぞれの生活状況や職場の状況に応じて勤務形態を選択することが可能になることで、人財確保や人財定着を図るとともに

災害に強い組織体制づくりを行います。

18 ページから 24 ページまでは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく内容となります。

18 ページは「第1 計画の目的及び期間」として、本計画の目的及び期間とともに、令和7年度時点での目標値を設定しています。目標値については、前期においても係長職以上の各役職段階にある職員に占める女性職員の割合を35%としておりましたが、令和2年度時点で26.1%であることを鑑み、7年度に向けた目標を引き続き35%としています。

19 ページから 22 ページまでは「第2 女性職員の活躍推進に向けた現状と課題」として、「次世代を担う女性職員の育成」を掲げています。

また、23 ページには、新たにハラスメント対策の整備状況等について掲載しています。職員アンケートの結果を踏まえ、相談体制の周知徹底及びハラスメントの被害者への配慮、また、ハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、全ての職員が個人として尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「あいとびあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画等）（案）について」の説明をお願いします。

部長 狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画については、2月20日開催の医療と介護の連携推進小委員会多職種連携研修会、2月22日に開催した介護保険推進市民協議会及び2月25日に開催した高齢小委員会において、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画については3月2日に開催した障がい小委員会において、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画については2月24日に開催した権利擁護小委員会において、狛江市第4次地域福祉計画及びあいとびあレインボープラン全体については、3月8日に開催した市民福祉推進委員会において素案に対するパブリックコメント及び市民説明会の結果を報告させていただいた上で、最終答申案を審議していただき、決定されました。3月17日に市民福祉推進委員会から市長に対して最終答申がありました。なお、2月19日第3回狛江市地域共生社会推進会議において、関係課長も内容について最終確認をしています。

令和2年12月23日の庁議にて決定された素案について、各委員会での審議の結果等により、変更等を行っています。主な変更点について説明します。

計画面の3ページ及び主な変更点の1ページの1番を御覧ください。市民説明会での市民の方から、「あいとびあレインボープラン」という名称に込められた意味を記載してほしいという意見がありました。この件について、過

去の狛江市第3次地域福祉計画以前に記載のあった文面を記載しています。

また、計画案の58ページ及び主な変更点の2ページの5番を御覧ください。基本目標1(1)①aの重層的支援体制整備事業の実施の事業計画について、厚生労働省の令和3年度以降の各事業についての方針が示され、重層的支援体制整備事業については市において4年度からの実施が必要となりましたため、記載のとおり各事業内容を前倒しにしています。

また、計画案の158ページ及び主な変更点の3ページの7番を御覧ください。「自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組み」として設定した事業の目標を明確化するため、表3-28に目標の記載を追加する等の修正を行いました。

また、計画案の228ページから231ページまで及び主な変更点の4ページの4番を御覧ください。この228ページから231ページまでの目標値について、東京都の目標が設定されたことに伴い、数値を変更しています。

最後に計画案の299ページ及び主な変更点の5ページの4番を御覧ください。権利擁護小委員会にて成年後見人等の支援には任意後見人に対する支援が含まれるのであれば、含まれることを前提とした記載内容に整理をした方がよいという意見がありましたので、任意後見人及び任意後見受任者の記載を加え、併せて任意後見人及び任意後見受任者の用語の定義を脚注に加えています。

それ以外の変更点については、一覧で表にまとめましたので、各部にて確認後、意見がありましたら3月25日までに福祉政策課までお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項3「狛江市駐車場整備事業経営戦略(案)について」の説明をお願いします。

部長 狛江駅北口地下駐車場は、平成7年10月に設置し、25年が経過しています。これまで、都市計画事業として設置し、駐車場特別会計として運営してきた、地下1階部分の「狛江駅北口駐車場」と再開発ビルの附置義務駐車場として設置し、一般会計として運営してきた地下2階部分の「狛江駅北口第1地区再開発ビル地下駐車場」は、通路でつながり、出入り口も別々に設置されておらず、一体的な管理運営を行っているため、令和3年度より、今後の運営の透明性を向上するため、駐車場特別会計に一般会計分を統合して事業展開をしていきます。令和3年度から4年度までにかけて、大規模改修工事を行う予定で、監理業務費を含んだ大規模改修工事の費用を、令和3年度は9,852万円、4年度は3億6,575万8千円を見込んでいます。その工事により、現在、設置している機械駐車装置は、高さ・幅・長さが現在の車両の規格に合わないこと等で稼働率が伸び悩んでいる状況にあるため、機械式駐

車装置を撤去し、平面式とし、需要増が見込める自動二輪車の駐車スペースを広げ、利用客の増加に努めます。改修後には、駐車台数は、四輪自動車 109 台、二輪自動車 19 台にて運営をしていきます。また、安定経営を図るため、今後指定管理者制度の導入等を検討して、経営活動を強化します。

そのような状況を踏まえて、資料のとおり、総務省から提出を求められている、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間の経営方針となる駐車場の経営戦略を策定します。また、この経営戦略は、今後の環境の変化による影響や新たな設備投資や経営方式の検討等の際には、必要な改定を行います。

なお、別紙の「経営比較分析」の表は、総務省にて作成しており、敷地の地価に誤りがありますが、現段階では、修正ができないため、下段にコメントを入れています。今後、総務省の最終確認の際に訂正をします。

内容を確認いただき、意見等がありましたら、3 月 25 日までに、道路交通課まで連絡をお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項 1 「狛江市の男女共同参画にかかる提言について」を報告してください。

部長 狛江市男女共同参画推進委員会から、「男女共同参画に係る計画の推進に関すること及び男女共同参画社会の実現に関すること」について、3 月 18 日に提言を受けましたので、その内容について報告します。

まず、提言 1 として、「男女共同参画に対する意識向上に向けた体制・情報発信の更なる強化」となっており、具体的には、男女共同参画推進計画や人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の周知・推進、ターゲットに合わせた効果的な情報提供媒体を使用した情報発信の実施や、庁内職員への継続的な意識啓発等の実施等が挙げられています。

提言 2 として、「コロナ禍の経験を踏まえた新しい生活様式の実現」となっており、具体的には、多様なライフスタイルの実現に向け、市役所が率先してアフターコロナを見据えた働き方改革を行うことや、啓発の際にはオンラインの活用等も検討することとしています。

各部署においては、今回の提言を踏まえ、男女共同参画の一層の推進に向けて、取組を進めていただくようお願いします。

なお、提言 1 の具体的提言でもいただいている「庁内推進体制の強化」という点で、令和 3 年度より人権施策と併せて庁内において推進する体制として、既存の男女共同参画推進計画庁内推進本部・会議を人権・男女共同参画施策を総合的に推進する組織として整理する予定です。こちらについては、庁議メンバーでの構成を予定していますので、協力いただきますようお願いいたします。

市長 続いて、報告事項2「『バ斯特』の廃止に伴う通勤手当支給方法の見直しについて」を報告してください。

部長 各バス会社のバス利用特典サービス廃止に伴い、令和3年4月以降の通勤手当の支給方法について、狛江市職員の通勤手当に関する規則第7条の規定に基づき、最も経済的かつ合理的となるよう、資料のとおり見直しを行いました。

見直しの内容としては、再任用職員や会計年度任用職員を含め、週5日勤務する職員については、6箇月分のIC定期代を4月と10月に支給します。ただし、神奈川中央交通等、一部のバス会社においては、6箇月定期を販売していない会社がありますので、この場合については、IC運賃を21日分で計算した金額を毎月支給します。

次に、週4日勤務の再任用職員及び週4日勤務で月額報酬の会計年度任用職員については、IC運賃を17日分で計算した金額を毎月支給、日額及び時間報酬の会計年度任用職員については、1日に係るIC運賃を月の実勤務日数分で計算した金額を翌月に支給します。

IC定期券代を支給する場合についてですが、調布駅南口と狛江市役所前のように小田急バスと京王バスが乗り入れをしている区間については、小田急バスの6箇月分のIC定期券代の方が低廉となりますので、当該定期券代を支給します。両社のバスに乗車できる共通定期券については、いずれのバス会社のIC定期券代よりも割高となりますので支給対象とはしません。15分以上待たないと定期の対象となるバスが来ない等、通勤に支障をきたす場合については、職員課へ相談をお願いします。なお、本件に伴う通勤届の提出は不要です。

本日、事務連絡を発出しますので、各職員においては見直し後の支給方法を確認し、IC定期券の購入に該当する場合は、事前の準備をお願いするとともに、各課で行う会計年度任用職員の報酬支給事務においては、通勤手当の金額を適切に計算するようお願いいたします。

市長 続いて、報告事項3「狛江市下水道事業経営戦略について」を報告してください。

部長 本件は施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等による厳しい経営環境の中でも持続的な事業運営を行い、中長期的な視野に基づく計画的な経営を行うため、総務省の要請を踏まえ策定するものです。下水道事業としては令和21年度（2039年度）までを計画期間とした狛江市下水道総合計画がありますが、この計画はそのうち10年分を総務省の様式に合わせて切り出したものとしています。

1ページから2ページまでは1.事業概要です。（1）事業の現況です。施

設についてですが、昭和 47 年の先行地区の供用開始から 48 年が経過し下水道管の寿命といわれている 50 年を目前に控えています。流域下水道に接続し、東京都下水道局森ヶ崎水再生センターにて広域処理を行うことでスケールメリットを生み出しています。また、企業会計システムや水質検査の共同化を行い、効率化を進めています。使用料は平成 14 年に改定して以来据え置いています。組織は下水道課に 2 係を設置し、課長以下 9 人で事業に当たっています。(2) 民間活力の活用としてはポンプ場等の施設点検や下水道管渠の調査等個別業務の一部を委託しています。(3) 経営比較分析表は 6 ページに記載しており、グラフの 2 段目⑤経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標ですが、過去 5 年間 100%を上回っており、他の指標とも現状は良好な経営指標を示しています。

2 ページから 3 ページまでは 2. 将来の事業環境です。人口の予測としては減少傾向を見込んでいます。それに伴い有収水量も減少傾向を見込んでいます。有収水量の減少より使用料収入は減少すると見込んでいます。(4) 施設は平成 31 年度末時点で、総延長 229km の管路施設と 1 ヶ所のポンプ場を管理し、今後は、老朽化した管路施設の改築、耐震化事業、雨水整備等に関する施設整備を実施する予定としています。(5) 現状の組織体制は平成 31 年度に実施したところで、当面は現行の体制を継続しつつも状況に応じて体制変更等を検証していくとしています。

3 ページの 3. 経営の基本方針です。狛江市下水道総合計画より「安全」、「暮らし」、「環境」、「施設再生」、「経営と管理」の 5 つの方向性を定めています。

4 ページから 5 ページまでは 4. 投資・財政計画です。投資・財政計画は 7 ページ以降にまとめています。経営の基本方針を実現すべく行う投資に対し、現行の使用料水準で経営の維持ができることを確認しています。また、今後の取組としてコストの平準化や縮減等に努めるとしています。今後は各年度の決算状況から収支の確認を行うとともに、5 年程度を目途に事業の検証を踏まえ経営戦略の更新を図るとしています。

市 長 続いて、報告事項 4「東京外かく環状道路工事現場付近での陥没事象等に関する説明会について」を報告してください。

部 長 市においては、4 月 5 日の午後 7 時からエコルマホールにて開催します。説明会では、これまでの東京外環トンネル施工等検討委員会有識者委員会において、事象発生の変因や再発防止対策等について審議した内容等を説明するとのことです。また、説明会の内容に関する質問は、メールにて受け付けし、回答を後日ホームページに掲載するとのことです。

市長 続いて、報告事項5「調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線の事業計画変更認可取得について」を報告してください。

部長 本事業は平成26年10月27日から令和3年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、下水道等の埋設工事が難航しており期間内の事業完了が困難となったため、認可を申請し、期間は9年3月31日までに延長となりました。

市長 続いて、報告事項6「調布都市計画道路事業3・4・23号稻荷前線の事業計画変更認可取得について」を報告してください。

部長 本事業は平成21年1月20日から令和3年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、本事業地内の用地買収に当たり協議が難航しており、期間内の事業完了が困難となったため、認可を申請し、期間は6年3月31日までに延長となりました。

市長 続いて、報告事項7「調布都市計画公園事業第8・2・3号白井塚公園の事業計画変更認可取得について」を報告してください。

部長 本事業は平成29年2月15日から令和3年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、5年3月31日までに延長になりました。なお、令和2年12月に用地取得が完了し、事業地は全て市所有になりました。今後は令和3年度に実施設計、4年度に整備工事を行い、4年度内の事業完了を目指します。

市長 続いて、報告事項8「狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（平成31年度事業）について」を報告してください。

部長 本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、狛江市教育委員会が平成31年度に実施した事業に対する、自己点検及び評価の結果をまとめたものです。内容についてですが、自己点検及び評価の結果に加え、結果の公表に当たっては、市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則第5条に、あらかじめ教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会の意見を聞かなければならない旨、規定していますので、審議会の答申についても、併せて掲載しています。各項目の自己評価及びいただきました答申については、今後の教育委員会の事業の改善に活かしていきます。

なお、本報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき議会へ提出することとされていますので、書面を付して議長及び各議員に送付します。

市長 続いて、報告事項9「狛江市スポーツ推進計画について」を報告してください。

部長 狛江市スポーツ推進計画の改定については、教育委員会より狛江市スポー



ツ推進審議会に諮問し、検討を進めてきましたが、パブリックコメント、市民説明会を経て、3月10日にスポーツ推進審議会会長から教育長へ最終答申があり、3月18日開催の令和3年狛江市教育委員会第3回定例会にて審議、また、同日開催の令和2年度第2回狛江市総合教育会議において協議され、承認・決定されましたので報告します。

内容については、パブリックコメントにおいて、特に意見等がなかったことから11月24日の庁議で報告しました中間答申から文言の整理等のみ行っています。11ページ以降に記載している具体的な施策では、新しい生活様式の中でのスポーツの推進やスポーツ・運動を通じた心身の健康づくり等が掲げられており、令和2年度から引き続き、コロナ禍においても市民のスポーツの機会を創出することや多摩川の活用等、市の特性を活かして、スポーツの推進に取り組みます。

なお、4月から開始する計画のため、議会には3月末までに書面を付して情報提供します。

市長 続いて、報告事項10「土屋塚古墳公園の開園について」を報告してください。

部長 調布都市計画公園8・2・4号土屋塚公園における整備工事が3月5日に完了したため、4月1日に土屋塚古墳公園として開園します。

整備内容は、敷地内に残された古墳はそのまま保存し、必要最低限の整備を行うことを前提として、敷地北西側の墳丘に接した平坦部分を舗装し、古墳を見学される方が、西側の道路上からではなく、敷地内で説明板を読みながら古墳を見学できるようにしました。また、墳丘の形に沿って土留めとフェンスを設置し、古墳を保護しつつ、外から墳丘に立ち入れないようにするとともに、北側境界の壁、フェンス等を整備しました。立ち入れる範囲は狭いものの、市内でも墳丘の残りが良い古墳であるため、古墳の形、大きさが分かりやすいように整備しています。

なお、狛江市歴史公園条例第3条の規定に基づき設置の告示を行い、関係図書は、3月25日から4月7日まで、社会教育課において縦覧に供する予定です。

市長 その他ありますか。

部長 前期基本計画の進捗管理に係るアンケートへの設問の追加掲載についてです。

2月16日の庁議で募集しました、前期基本計画の進捗管理に係るアンケートへの設問の追加掲載に関して、各課からの掲載希望を踏まえ、設問がまとまりましたので報告します。令和3年度は、資料に記載されている8問を追加で掲載します。

今後は、無作為に抽出した満 18 歳以上の市民 2,500 人を対象に、4 月 9 日にアンケートを送付し、4 月 23 日までに回答を依頼する予定です。

市 長 他にありますか。

部 長 審議会等への無作為抽出による市民委員募集についてです。

2 月 16 日の庁議で募集しました、前期基本計画の進捗管理に係る市民アンケートとともに送付する無作為抽出による市民委員募集について、資料のとおり 9 つの審議会等について依頼がありました。

4 月 9 日に発送予定ですので、各審議会等の内容について市民の方から問合せがあった場合は、各主管課で対応をお願いします。応募状況等詳細については、後日主管課へ連絡します。

市 長 他にありますか。

部 長 京浜河川事務所 多摩川の令和 2 年度第 3 次補正等についてです。

3 月 18 日、京浜河川事務所長が来庁され、市長に対して市内の多摩川整備状況について説明がありました。

資料 1 ページを御覧ください。既に庁議でも報告していますが、狛江高等学校前付近の高水敷保護工、「R 1 多摩川左岸元和泉三丁目外災害復旧工事」が 7 月に完了したほか、猪方・駒井地区の堤防のかさ上げ及び天端舗装の「R 1 多摩川左岸猪方築堤工事」が施工中であり、令和 3 年 6 月末まで工期が延伸されたところですが、また、調布市境から水神前付近までの天端舗装、約 280m が実施準備中となっています。工事着手は出水期明けになると伺っています。

2 ページを御覧ください。多摩川の河道掘削です。令和 6 年度までに二ヶ領宿河原堰から大丸用水堰付近までを掘削するものです。令和 3 年度上半期までに予定している掘削範囲は、赤い点線で囲われた箇所になります。上半期に工事発注を行い、工事着手は出水期明けになり、今回の河道掘削における掘削土量は、1 万から 2 万 m<sup>3</sup>になると伺ったところです。

市 長 他にありますか。

部 長 歩こう！狛江の古墳の実施についてです。

本件は、市内の 5 箇所の古墳を巡るウォークラリーです。市内に点在する古墳は、狛江の歴史や文化を伝える貴重な歴史資源であり、市の特色の一つになっています。こうした古墳を活用する新たな取組として、令和 2 年 4 月 1 日に猪方小川塚古墳公園と亀塚古墳公園が開園し、3 年 4 月 1 日には土屋塚古墳公園が開園する予定ですが、さらにウォークラリーを実施することで、古墳公園の周知・活用を図るとともに、狛江の歴史や文化財に触れる機会を提供し、狛江への愛着を育み、狛江の歴史に関心を持つきっかけを作っていきます。

また、ウォークラリーを通じて市内外に狛江の特色を広く PR していきま

す。ウォークラリーの実施期間は、3月24日から参加者に記念として配布する古墳カードがなくなるまでを予定しています。

実施方法は、まず、歩こう！狛江の古墳のパンフレットを市内の公立小学校に通う小学6年生に配布するほか、市内の公共施設や狛江駅、和泉多摩川駅等にて配布します。また、市教育委員会ホームページからダウンロードできるようにします。

参加者が、このパンフレットに掲載されている地図を頼りに、まちを散策しながら5箇所の子墳を巡って、古墳を訪れて写真撮影し、その写真を社会教育課窓口又は古民家園窓口にて提示、記念品としてその古墳の子墳カードが手に入る仕組みです。さらに、5箇所の子墳を全て訪れ、手に入れた5枚の子墳カードを提示すれば、レアカードが手に入ります。

なお、古墳カードは、猪方小川塚古墳、兜塚古墳、亀塚古墳、経塚古墳、土屋塚古墳の5種類とレアカード（亀塚古墳出土遺物）1種類の計6種類になり、各1,000枚を配布予定です。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月30日午前9時00分から開催します。